

令和5年7月 発行

本格的な暑さを迎え、幼児教育・保育の現場では水遊びや泥んこ遊び、プール遊び等々が盛んになる季節ですね。夏ならではの遊びを十分楽しませてあげたいものですが、子どもも大人も体がだるくなるなど、疲れが出やすい時期でもあります。子どもの体調だけではなく、先生方もご自分の体の声に耳を傾けながら、ONとOFFを上手に切り替えて、暑い夏を元気に乗り切ってください。



～今、いっぽでは・・・～

開設から3ヶ月程経過し「いっぽの現状知りたい」とのお声をいただきました。
今回は、いっぽが今現在行っている業務についてお知らせいたします。(7月1日現在)

【巡回相談】

- ◇6園にお伺いしました。配慮を必要とする子どもの支援方法や、今後の支援の方向性、また環境構成等々をお示ししています。園の現状に合わせてフォローにも務めております。
- ◇情報提供書の『園での支援等で相談したいこと』の項目に記載があった園に、順に回答しています。

【相談業務】

- ◇お電話等々でのご相談が13件ありました。そのうち、電話での回答を9件、園への訪問を4件行いました。お話を伺いながら、解決に向けての情報をお伝えしたり、方法を一緒に考えたりしています。相談後、一歩前に進んでいるとのご報告もあり、職員一同大変嬉しく思っております。



【集合研修】

- ◇『令和5年度大村市教育・保育力向上研修会年間予定表(12月確定分)』を6月初旬にメールにて送付しています。ご確認よろしくお願いたします。5～6月の研修会に、多くの先生にご参加いただきました。ありがとうございました。

【園内研修コーディネート 他】

- ◇3園から依頼がありました。各園の課題に応じて内容や方法を一緒に検討したり、講師の先生の紹介や日程の調整等をしたりしています。
- ◇県主催の新規採用研修会講話を含め、幼児教育についての講話依頼を2件お受けしています。

【共同研究】

- ◇放虎原こども園の今年度の研究テーマ『保育の質の向上につながる記録のありかた』について共に取り組み始めたところです。

【幼保小連携連絡協議会】

- ◇今年度より、いっぽが事務局となって進めてまいります。6月21日に第1回目の協議会を開催しました。教育委員会の入口指導主事はじめ、10名の委員で『架け橋プログラム』『幼児期の終わりまでに育って欲しい姿』についての共有や、今年度の取組、それぞれの現状などについて話し合いました。
- ◇長崎っこの心をつめる教育週間には、小学校へ多数ご参観いただきありがとうございました。コロナ禍で滞っていた交流と併せて、子どもに関わる大人が、まずは互いを知ることから少しずつ進めていけたらと思っています。

ご相談されたいことがおありでしたら、どうぞお気軽に、まずはお電話でお知らせください。

各園の先生方と、よりよい教育・保育に向けて共に考え進んでいきたいと思っております。

幼児教育・保育支援センターいっぽ・・・46-5881

『こどもの人権』をテーマに研修会を開催しました(6月27日・29日)

長崎県人権教育研究会で研究局次長としてご活躍されている吉野美穂先生による講義、演習を行いました。この4月、『こども家庭庁』が創立されたと同時に『こども基本法』が施行された中、多くの先生方が関心をもって受講され、演習では園所をこえて熱く語り合っておられました。

すべての子どもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するためにつくられた『こども基本法』。吉野先生は講義の中で、人権を5歳の子どもに伝えるとしたら…?以下のように話されました。

すべてのひとが (安心して!あなたもすべてのひとの一人)
安心して (びくびくしないでいいんだよ)
自由に (おたがいの自由を大切にするんだから、自分勝手とはちがう)
わたしらしく (自分に自信をもって!ひととちがってあたりまえ)
幸せに生きることができる だれにでも保障された (だれからもとられない とられてはいけない)
約束 (たいせつなもの 権利)

ご参加いただいた先生方からは

- *「子どもの心の中は見えない、でも見ようとすれば見える」という言葉が心に残りました。
- *無意識の中にいろいろなことに対して思い込みが多々あったのではないかと今更ながらに思い、保育の振り返りの重要性を感じました。
- *同じ職種の方の先生方と話ができてよかったです。悩むことは多いですが、こどもまんなかで考えられるよう頑張ります。
- *「人権とは～」という研修が多い中、演習での話し合いの中で、人権について参加者自身に気付かせるという体験的参加型学習はとても勉強になりました。と様々なお声をいただきました。たくさんのご参加ありがとうございました。



令和4年度に文部科学省から幼保小連携・接続を推進するために示されたものです

5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」とし

子どもに関わる大人が
立場の違いを越えて
連携・協働し

「架け橋期」にふさわしい、主体的・対話的で深い学びの実現を図り
多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指します。

円滑な連携・接続を図るためには、幼児教育・保育を行う私たちが、三法令（保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領）に基づいた『幼児期にふさわしい教育』について小学校や保護者、地域へしっかりと伝えられることが大切です。

このコーナーでは、『幼児期にふさわしい教育』について考えていきます。

check 1 『各解説本』を園所内で活用していますか?



保育所保育指針
解説



幼保連携型
認定こども園
教育・保育要領
解説



幼稚園教育要領
解説

これらは、全国的に一定の教育水準を確保するための国の規定です。
幼児教育の指針として一層の整合性が図られています。

遊びは幼児期にふさわしい**学び**です。大切にしたいことは・・・

- ★一人一人の思いや興味・関心を捉え、寄り添う。
- ★一人一人の動きや表情、言葉などから内面の理解を深める。
- ★思わず遊びたくなるような環境や友達との関わりが生まれるきっかけをつくる。
- ★好きな遊びを楽しむ中で、自分なりに試したり、感じたり、気付いたりできるようにする。